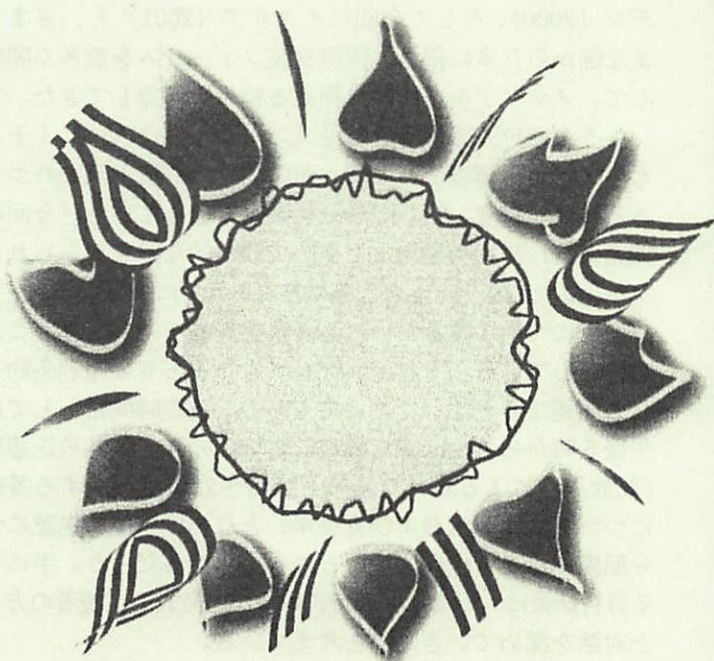


第3回「メディアと子ども」 世界サミット ギリシャで開催



CONTENTS

EDITORIAL 2

子どものメディア環境を
実証的に語るデータを創る

インタビュー 鈴木みどり代表に聞く 3

第3回「メディアと子ども」
世界サミットに参加して

報告 FCT国際交流フォーラム2001 10

「メディアと子ども：
日本とイタリアの対話」

ファシリテーター研修セミナーの
展開 1 神奈川県での取り組み 18

誌上フォーラム

市民表現者のオルタナティブな
メディア制作 高橋恭子 20

会員コラム
対話から生まれる社会への提案
榎井 録 22

データバンク 海外篇 23
国内篇 24

the GAZETTE

編集 Editors 鈴木みどり (発行代表)
宮崎寿子、西村寿子

編集総務 Managing Editor 新聞清子
構成・イラスト Art Director 市川雅美

表紙 坂下剛 (東京工科大学メディア学部)

データバンク Databank Writers
登丸あすか、田島知之
石原 純、増田幸子
島山 亮太

定期購読・発送 Subscriptions & Shipping
佐々木はるひ、友田和恵

印刷 Printing (株)カワムラ印刷

FCT市民のメディア・フォーラムは、1977年の創設以来、視聴者、研究者、メディアの作り手が、性別、年齢、職業的立場、社会的地位を超えて社会を構成する一人ひとりの市民として集い、メディアをめぐる多様な問題について語り合い、実証的研究と実践的活動を積み重ねるためのひろば(フォーラム)をつくる活動を続けている。メディア・リテラシーの研究と実践は、FCT活動の中核をなすものであり、すべての市民、特に子ども、女性、高齢者、障害者、民族的・人種的少数者などのマイノリティ市民の視点から、メディアを社会的、文化的文脈で読み解く活動(調査報告書の作成、各地でのワークショップ、シンポジウムの開催など)を展開している。

特定非営利活動法人
FCT市民のメディア・フォーラム
Forum for Citizens' Television & Media

理事 鈴木みどり、新聞清子、
宮崎寿子、西村寿子、
増田幸子、佐々木はるひ、
篠塚 公 (MLPJ担当)

Media Literacy Project in Japan:
<http://www.mlpij.org/>

神奈川県三浦郡葉山町長柄1601-27
Fax 事務局: 81-045-941-8214

資料問い合わせ
Tel&Fax 0466-81-8307

銀行振込 東京三菱銀行藤沢支店
普通預金 1559401

郵便振込エフシーティー00190-3-84097
購読料: 年2,500円(3回発行)

EDITORIAL

子どものメディア環境を実証的に語るデータを創る

国連の「子どもの権利条約」が1989年に採択されてから10年以上が経つ。この条約では子どもの権利を確立するために、子どもの社会的・政治的・経済的・文化的環境をより良いものにしていく必要性が確認されている。特に、その第17条では、子どもには可能な限り多様な情報にアクセスする権利があること、その権利を保障するためには、マスメディアが子どもの多様性を尊重し、子どもの社会的、精神的発達を促進するような情報提供をしていくことの重要性が指摘されている。

1977年に「子どものテレビの会」として発足したFCTは、発足当初から今日まで、「子どものテレビの公共性」、「子どもが見ている番組とCMにおける価値観」、「テレビと子どもの人権」などをテーマに分析調査を実施し、その分析データを用いたメディア・リテラシー・ワークショップやフォーラムを数多く開催してきた。一連の分析調査の結果は報告書として刊行してきたが、それも1980年の最初の報告書から10数冊を数える。またFCTでは、世界各地にあって私たちと同じように子ども・若い人たちをめぐるメディア問題に取り組んでいる研究者、市民、その組織(NPO)と交流を深め、国際的なネットワークを形成してきた。さらに、関心を共にするそうした人たちをアメリカ(1987)、カナダ(1992、1997)、フランス・イギリス・スウェーデン(2000)、そして今回のイタリア(2001)と、さまざまな国から日本に招き、国際交流フォーラムを数多く開催して、メディアを多面的に捉える視点を獲得してきた。

こうしたFCT活動の一環として、私たちはいま、「子どものメディア環境」への関心が国内外で一段と高まりつつあるなか、再度、テレビの分析調査を始めている。今回の調査では、法案の提出など極めて政治的な動きがみられるなか、私たちがそうした思惑に左右されずに子どものメディア環境について語るために必要な実証的データを創ることをめざしている。それは、テレビを「子どもの権利条約」との関連で考えていくことでもある。調査時間帯としては午後5時から午後9時を設定しているの、民間放送連盟(民放連)による新たな施策「17時~21時に放送する番組については、児童および青少年、とりわけ児童の視聴に十分配慮する」を検証することにもつながるだろう。手にする分析結果については、随時、本誌でも発表し、読者の方々と対話を深めていきたいと考えている。

第3回「メディアと子ども」世界サミットに参加して

— 研究者の企画と参加で数々の分科会、共通の問題意識と多様な実践 —

2001年3月23～26日の4日にわたって、ギリシャの北部に位置するテサロニケ市で第3回「メディアと子ども」世界サミットが開催され、世界85カ国から120名の子どもをふくみ、研究者・放送事業者・制作者・電波行政関係者・ユニセフ・ユネスコなどの国連機関関係者など、ほぼ1000名が参加した。

サミットは、1995年に第1回会議（オーストラリア・メルボルン）、1998年に第2回会議（イギリス・ロンドン）と3年おきに開催されてきたものである（ガゼットNo.56,1995とNo65,1998、参照）。第1回サミットから続けて毎回招待されて参加してきたFCTの鈴木みどり代表（立命館大学教授）に、第3回サミットの模様についてメディア教育、メディア・リテラシーの分科会を中心に聞いた。

●メディア企業がサミットの中心に

— 今回のサミットの特徴は？

今回だけでなく、今後も続いていくだろうと推測できるサミットの特徴がある。第1回を主催したのは「オーストラリア子どものテレビ財団」だったが、この財団の呼びかけでイギリスのBBCや日本のNHKという公共放送が当初から企画グループに参加していた。

6年後の今日、BBCやNHKは公共放送といっても巨大な放送事業体になってきており、世界市場にも進出している。たとえば、BBCの子ども向け番組「テレタビーズ」は世界を市場に販売戦略を展開しており、その典型的な例と言える。

NHKは、潤沢な資金を持っていることか

ら番組の買い手として世界的に重要な位置を占めている。子どものメディア問題の重要性が語られれば語られるほど、ニカラディオンなどの子ども番組を制作・放送している企業が世界市場で占める役割も大きくなっていく。

このような状況のもとで、サミットも2回、3回と回を重ねるうちにメディア企業による作品のプレゼンテーションの場、取引の場になりつつある。今回も1000名の参加者が集まったが、その多くは主として作品の制作や売買に関わっている人たちだった。

メディア時代を迎え、子どもにかかわるメディア問題が重要であるという問題意識から始まったが、関心が高まれば高まるほど、子ども向けの番組制作が商売になっていくという自由主義経済の必然性、また、同時に進行しつつあるメディア市場のグローバル化現象を見ることができる。

●研究の重要性提起したプログラムの組み立て

— 前回のロンドン・サミットでも業界主導で企画されたために、メディア・リテラシー教育や調査研究がプログラムの中心ではなかったと報告されていたが。

ロンドン・サミットでは、研究者の分科会が非常に少なく、そこに多くの参加者がつめかけ、会場があふれ返る状態だった。

一方、参加者の大半はメディア業界の人たちで、各国のメディア行政関係者も多く参加していた。今回もメディア行政関係者が全体会の報告者やパネラーになっていた。業界の力が大きくなればなるほど、メディア行政の

役割が重要になってくるからだろう。

3回目の特徴としては、前回に研究者の分科会が少なく、批判が大きかったことへの反省を踏まえたプログラムの組み立てがなされていることである。

プログラムを見ると、会期中の4日間、午前中は全体会で「メディアのグローバル化」「すべての人たちのメディア」「ニューテクノロジー」「子どもには発言する権利がある」という4つのテーマを柱に、毎日、複数のパネル報告があった。午後には、4会場でそれぞれのテーマごとに4日通して分科会が設けられていた。「子どもには発言する権利がある」をテーマとする分科会では、すべての発表者とパネラーが研究者だった。したがって今回は、全体の4分の1が研究者の分科会として設定されていたことになる。

プログラムの組み立てからも、研究者が役割を果たすことが重要であるという問題提起がなされており、その点は今までになかったこととして評価されていいと思う。

— 今回のサミットで鈴木さんはどのような役割を果たしたのか。

私が関わったのは、4日目の全体会におけるパネルディスカッションでの報告と連日の午後開催された4つの分科会だった。3つの分科会で報告、他の一つではコーディネーターとして責任を持った。招待された研究者はみな同じように毎日、役割を担っており、相当ハードなスケジュールだった。

●多様な研究報告

— 最終日の全体会が「子どもには発言する権利がある」だが、その模様について。

4日目の全体会では2つのパネルがあり、一つ目はユニセフのコミュニケーション部、

フランスのCSA（フランス視聴覚最高評議会）といったメディア行政の立場からの報告が行われた。二つ目は「メディア・リテラシー、メディア教育、コミュニケーション」と題して、12カ国の研究者が壇上に並び（プログラム参照）、それぞれの国におけるメディア・リテラシーの取り組み、メディア教育、あるいはメディアと子どもをめぐる最新の研究状況について報告した。一人7分という厳しい時間制限のもとでのパネルで、ほとんど討論する時間はなかったが、次々と行われる報告は、世界各地で展開しつつあるダイナミックな動きとその多様性を改めて確認させる“パノラマ”という感じだった。この領域の専門家であるスウェーデンの研究者が企画したこともあって、会場にいた多くのメディア関係者への訴求力は大きかったと思う。

●豊かな時間を共有

— 午後のセッションとして開催された「子どもには発言する権利がある」の分科会はどのような状況だったか。

分科会は全体会会場から歩いて数分のビザンチン美術館の中で毎日開催された。世界各地の研究者、地元ギリシャ大学の学生や若手研究者が大勢参加して、大学の研究会といった雰囲気ですべての研究者が積み重ねられた。

世界各国から来た研究者はほとんど毎日この分科会場で顔を合わせ、親しく議論し、充実した学びの時を持つことができた。

— 共通した問題意識は？

それは、「子どもには発言する権利がある」ということで、子どもの権利条約が研究発表や議論の前提になっていることだ。子どもの立場にたつのは当然のことだ、改めて強調する必要もないことだが、日本ではそのような

共通の土俵に立って議論できる相手はそれほど多くはない。

また、今日のメディア状況のもとでクリティカルなメディア教育、メディア・リテラシーが必要であるという問題意識が研究の前提として共有されていた。研究者が市民の立場に立っているのも当然であり、私としては立場を同じくし、何のために研究するのかという目的を共有している人たちと討論の時をもてたから、充実していた。

●子どもの側に立った研究

— 調査研究の手法について感じたことは。

このような世界会議に出席していつも感じるのだが、メディア・リテラシー教育の前提として不可欠な子どもに関する調査研究が日本では非常に遅れている。なかでも、オーディエンス研究の立ち遅れが目立つ。

イギリス、スカンディナヴィア諸国では、研究者が個別の家族の協力を得て何週間も家庭の中にいることを許され、家族とメディアの関係を観察するというエスノグラフィックな研究を行い、環境としてのメディアをオーディエンスの側から究明する興味深い成果を得ている。能動的なオーディエンスとしての子どもとは、具体的に、どのようなメディアとの関係をいうのか、という問題意識で研究が進められている。

このようなオーディエンス研究は、メディアの影響とは何かとか、メディアの社会的規律・調整を考える上で、またメディア・リテラシー教育の具体化にとって、重要である。

— 研究者が何日も個別の家庭に入り込むことがなぜ可能になるのか。

研究者が市民の側に立っていることへの信頼感があるからではないか。日本では、研究

といたしながら商品開発の目的で行われるものが多いこともあり、研究者が社会的に信頼されていないように思う。

世界を見渡すと、研究者がメディアの側に立って行う研究は明確に区別されている。それは、メディア企業内研究者による分科会がわざわざ設けられていたことから、明らかだ。むろん、メディア企業内の研究も重要だが、それは多くの場合、市場調査と直結している。

日本の研究者には、市民の側に立つという社会的な自覚と責任がもっとあっていい。それがないと信頼される研究はできない。



●ポケモン制作者の報告に議論続出

— 一方で日本のメディア作品は、世界市場を相手にしているというアンバランスがあるのでは。

日本の作品は、技術的に優れていることもあり、子どもが飛びついてしまう。ポケモン現象がその一つだ。

今回のサミットでも、ポケモンが世界を席卷し、「ポケモン」研究が盛んに行われている状況から、日本のポケモン制作者が「すべての人たちのメディア」という2日目の全体会に報告者として招待されている。

このセッションでは、ポケモン制作者の報

告が終わったとたん、大勢の参加者が質問をするためにマイクの前に並んだ。質問は、ポケモン現象が世界的にどのような意味を持つと考えているか、そのことをどのように自覚しているか、ポケモンカードなどを集めるといふ流行が作られて子どもたちの間に摩擦が起こっていることをどう考えるか、などという鋭い内容だった。

このような厳しい質問が相次いだのは、制作者の報告内容が、グローバル市場を相手にするメディア企業としての自覚を欠いていたことと関係があるだろう。

●子どもの権利の理解を深める必要

— 今回も子どもたちは参加していたのか。

前回のロンドンと同様に、海外から招待された子どもとギリシャの子ども120名が会議と並行して独自のセッションをもち、ビデオ作品の制作もした。その作品が最終日に発表され、賞賛を浴びていたが、率直に言って、内容的には「子どもの電子メディア憲章」を発表したロンドン・サミットの時の子どもたちによる作品の方がずっと創造性が高く、問題意識も明確だったといえる。子どもが制作するといっても、指導する大人が介在しており、介在者の資質や理解に左右される面が大きい。

サミットへの子どもの参加ということでは、その方法を再考する時がきているように感じた。1回目のメルボルン会議の時は、パネルディスカッションに子どもたちが登場して非常にクリティカルな発言をすることに驚き、新鮮に感じた記憶がある。しかし、回を重ねるにつれて、国籍はさまざまでも英語を話すという「豊かさ」を背景とする子どもが主として招待され、アジア・アフリカ・ラテンア

メリカなどの英語とは無縁の子どもは不在とというような矛盾も目立ってきている。

メディア制作者の間でよく耳にする「どんな作品でも子どもが喜ぶからいい」といった捉え方や、サミットの運営にみるように子どもをただ持ち上げるやり方も、子どもの権利という観点から考えると、浅い理解ではないかと思う。この点についても、議論を深めていく必要性を感じている。

— 昨年から今年にかけて、日本では子どものメディア環境に関わって「有害情報を遮断する」目的で自民党や民主党から法律案が提案され、それに対して、メディアの「表現の自由」と公的規制をめぐる議論が大きく取り上げられてきたが。

メディアの「表現の自由」などという議論は少なくとも私が出席した分科会ではまったくなかった。それは、子どもの側に立ってメディアのことを考えていくのが前提になっているからであり、メディアだけが表現の自由を主張することはありえないからだ。

もちろん、メディア社会であるという現状認識のもとで、「有害情報を遮断」するなどという施策が提案されることもまったくない。世界に目を広げると、日本の議論は相当にずれているという印象をもつ。

— 今回の会議では、研究者が業界関係者や行政関係者と議論する場面はあったのか。

国連関係者や電波行政関係者は「子どもには発言する権利がある」の分科会にしばしば来ていた。しかし、研究者が業界関係者と議論する場面はほとんどなかった。各テーマ別に分科会が組み立てられており、他の分科会の人びとと交流できない仕組みになっていたからだ。 (聞き手 西村寿子)

第3回「メディアと子ども」世界サミットのテーマとプログラム

全体会議（午前中）のテーマ

1日目 メディアのグローバル化
(GOING GLOBAL)

グローバル化の肯定的側面と否定的側面の
両者にかかわる議論と挑戦

2日目 すべての人たちのメディア
(MEDIA FOR ALL)

良質のメディアに対するすべての子どもの
権利を保障する取り組みとその必要性につ
いて論議する。機会の平等へむけて問題をどう
解決するか。世界の多様な文化をグローバル
なメディアにどう反映できるか。

3日目 ニューテクノロジー
(NEW TECHNOLOGIES)

子どもに向けたメディア・テクノロジーの
開発、メディア製品開発への子どもの参加、
デジタル・デバイドの問題などをとりあげ、
ニューテクノロジーが娯楽とともに子どもの
創造性や教育を促進することで私たちの生活
を変え得ることについて論議する。

4日目 子どもには発言する権利がある
(CHILDREN HAVE A SAY)

世界各国の研究者がメディア研究、メディ
ア・リテラシー、メディア教育の領域におけ
る最新の研究動向を報告し、メディア政策、
子どもの権利などの子どもとメディアをめぐ
る問題について討議する。

[子どもには発言する権利がある]

(CHILDREN HAVE A SAY) をテーマと
するセッション

全体会議（4日目午前中）

●開会のスピーチ

ギリシャ文化省大臣

●パネル1 子どもの権利

発言者：フォン・コール（ユニセフ・コミュニ
ケーション部、米）／エレヌ・ファトゥ
（フランス視聴覚最高評議会=CSA）

モデレーター：オルガ・リンネ（レスター大
学、スウェーデン）

●パネル2 メディア・リテラシー、メディ ア教育、コミュニケーション

世界各国の研究者、メディア教育実践者が
「子どもとメディア」に関する最新の研究に
ついて、また、それぞれの国や地域における
メディア・リテラシー／メディア教育のアプ
ローチについて発表し、討議する。

発言者：エリザベス・オークレール（子ども
とメディア研究グループGRREM、仏）／ア
ヌーラ・グーナスケヴァ（アジア・メディア
情報コミュニケーション・センター、シンガ
ポール）／ケヴァル・クマール（プナ大学、
インド）／ジェフ・リーランド（ワイカト大
学、ニュージーランド）／ソーニャ・リビン
グストーン（ロンドン・スクール・オブ・エ
コノミクス、英）／クリミス・ナビリディス
（アテネ大学、ギリシャ）／イズマル・デ
オリベイラ・ソアレス（サオポーラ大学、ブ
ラジル）／ジーン・プリンスルー（ナタール
大学、南アフリカ）／鈴木みどり（立命館大
学、日本）／サミー・タイエ（カイロ大学、
エジプト）／エレン・ワーテラ（テキサス大
学、米）／ブウ・ウェイ（中国社会科学アカ
デミー、中国）

モデレーター：オルガ・リンネ（スウェーデン）

「子どもには発言する権利がある」をテーマ とする午後のセッション

1日目

●インタラクティブ・メディア（マスタークラス）

ビデオゲーム、コンピュータ、インターネット、インタラクティブな玩具、CD-ROM、などの役割に関する調査研究について討議する。
 発表者：アリス・カーン（マークル財団、米）/ キャサリン・モントゴメリー（メディア教育センター、米）/ エレン・ワーテラ（米）
 モデレーター：オルガ・リンネ（スウェーデン）
 ●メディア教育文化・キーワード（ラウンドテーブル）

背景や地域を異にするメディア教育実践者たちが言語、文化、実践の相互関連性に焦点をあてつつ本質的なキーワードについて語る。
 発表者：ジェフ・リーランド（ニュージージーランド）/ マリア・ミツォー（アテネ大学、ギリシャ）/ ジーン・プリンスルー（南アフリカ）/ マーク・レイド（BFI、英）/ 鈴木みどり（日本）
 モデレーター：マイケル・メイマリス（アテネ大学、ギリシャ）

●子どもがテレビについてもっているイメージ（ラウンドテーブル）

世界のさまざまな地域で生きる子どもたちがテレビをどのようにみているか、テレビがどうであってほしいと考えているかについて、最近の比較研究結果に基づいて考える。
 発表者：ルシア・バルデュッツ（ボローニャ大学、伊）/ ファードス・バルビュリア（アフリカ子どもと放送フォーラム、南アフリカ）/ アンドレ・キャロン（モントリオール大学、カナダ）/ レチア・カロニア（ボローニャ大学、伊）/ テッサ・ドゥロケニ（テサロニキ大学、ギリシャ）/ ケヴァル・クマール（インド）/ タチアーナ・メルロ・フローレ（メディア研究所、アルゼンチン）/ C.ペデューセ（ギリシャ視聴覚研究所、ギリシャ）
 モデレーター：ガレ・グレンガー（若い人たちとメディア国際研究フォーラム、オースト

ラリア）

2日目

●メディア暴力をめぐる論議（マスタークラス）

子どもや若い人たちに対する暴力的なメディア・イメージの影響、パラダイムの世界的な変化について討議する。

発表者：セシリア・フォン・フェリツェン（ストックホルム大学、スウェーデン）

モデレーター：オルガ・リンネ（スウェーデン）

●形成型リサーチ（マスタークラス）

ロシア、南アフリカなどにおける協同メディア開発プロジェクト「セサミワークショップ」を通して子どもの声を聞く。

発表者：シャーロット・コール/ライト・コール（セサミワークショップ、米）/ アンナ・ジュニーナ（セサミワークショップ、露）/ ジュリアーナ・セレティ（セサミワークショップ、南アフリカ）

モデレーター：エレン・ワーテラ（米）

●メディア教育の実践（ラウンドテーブル）

メディア教育の実践者によるデモンストレーションと討議。

発表者：アド・ヴァン・ダム（STOA、オランダ）/ イングリッド・ゲレツェリャーガー（メディア能力のための同盟、ドイツ）/ ケヴァル・クマール（インド）/ ジーン・プリンスルー（南アフリカ）/ マーク・レイド（英）/ メニス・テオドリデス（テサロニキ映画祭、ギリシャ）

モデレーター：スザンヌ・キュルクセイ（教育科学・文化省、オーストリア）

3日目

●広告と子どもの消費行動（マスタークラス）

欧米諸国の子どもたちは豊かな消費者である。子どもが広告をどうみているか。また自

分たちへの広告の影響をどう考えているかを年齢や国の違いによって考える。

発表者：パティ・ヴォルケンバーグ（アムステルダム大学、オランダ）

モデレーター：ジーン・プリンスルー（南アフリカ）

●ビデオとコンピュータゲーム（ラウンドテーブル）

ゲームは今日子ども向けテレビ番組制作よりずっと大きな産業となっている。子どもや若い人たちのあいだでゲームはなぜそれほど人気があるのか。その影響についても考える。

発表者：パティナ・ダブウ（アテネ大学、ギリシャ）／ピーター・ニッケン（オランダ青少年情報研究所、オランダ）

モデレーター：アヌーラ・グーナスケヴァ（アジア・メディア情報コミュニケーション・センター、シンガポール）

●メディア教育における“正統派”に挑戦する（ラウンドテーブル）

メディア利用の変化と新たな理論展開を視野にいれ、メディア教育の新しい実践方法について発表し、討論する。

発表者：スザンヌ・キュルクセイ（教育科学・文化省、オーストリア）／ジェフ・リーランド（ニュージーランド）／イズマル・デ・オリベイラ・ソアレス（ブラジル）／ジーン・プリンスルー（南アフリカ）／ブウ・ウェイ（中国）

モデレーター：鈴木みどり（日本）

●メディアにおける子どもイメージ（ラウンドテーブル）

広告、新聞、テレビなどのメディアは子どもをどのように表現しているだろうか。

発表者：テッサ・デウルケリ（テサロニケ大学、ギリシャ）／セシリア・フォン・フェリツェン（スウェーデン）／鈴木みどり（日本）
モデレーター：ケヴァル・クマール（インド）

4日目

●意味を構成する子どもの能力（マスタークラス）

子どもは攻撃されやすいメディア消費者か、それとも“エンパワーされた”メディア利用者か。この二つのアプローチの違いについて論議する。

発表者：ダフナ・レミッシュ（イスラエル）／ソーニャ・リビングストーン（英）

モデレーター：セシリア・フォン・フェリツェン（スウェーデン）

●メディア産業界で行われている調査研究（ラウンドテーブル）

いろいろな放送会社のなかで行われている調査研究について、その研究方法と調査結果を報告する。

発表者：アネッケ・デカー（オランダ青少年情報研究所、オランダ）／小平さち子（NHK放送文化調査研究所、日本）／ピーター・ニッケン（オランダ青少年情報研究所、オランダ）／イソベル・レイド、ジェーン・サンチョ（独立テレビ委員会、英）

モデレーター：バージット・タフテウ（デンマーク教育大学）

●変化しつつあるメディア環境を生きる子どもたち（ラウンドテーブル）

世界の子どもは種々さまざまなメディア環境を生きている。伝統的なメディアからニューメディアまでを視野に入れ、子どものメディア環境について考える。

発表者：アレキサンダー・フェドロフ（タガログ州教育研究所、ロシア）／イズマル・デ・オリベイラ・ソアレス（ブラジル）／カリロイ・パラギオトポロ（アテネ大学、ギリシャ）／サミー・タイエ（エジプト）／バージット・タフテウ（デンマーク教育大学）
モデレーター：アンドレ・キャロン（カナダ）

メディアと子ども:日本とイタリアの対話

Seminario Italia-Giappone sui media e minori

FCTでは2001年4月22日(日)午後2時から、国際交流フォーラム「メディアと子ども:日本とイタリアの対話」を開催した。イタリア貿易振興会の後援を得て企画したもので、東京ビッグサイト・イタリアパビリオンで行われた。

イタリアと日本との対話の始まりは1997年にさかのぼる。この年の秋にFCTの鈴木みどり代表がイタリア・ボローニャで開催された「テレビと家族」に関するシンポジウムに招かれて講演したが、その開催者の一人だったのがイン・メディオ・メディア協会だった。さらに2000年には、この協会のキアラ・アンギッソラ会長の勧めで、トロントにおける「サミット2000」に参加していたアルベルト・ペライさんが同じように参加していたFCTメンバーたちと出会いをもち、その際、ペライさんの側から1年後の2001年に日本の「イタリア年」関連行事での再会が提案されたのである。

さて、22日当日のFCTフォーラム会場だが、それは「東京国際ブックフェア」の一角にあるイタリアパビリオンの中央にセットされた小さなスタジオのようなところだった。当日はブックフェアの最終日でもあり、会場はかなり混雑していた。準備段階では、周囲の騒音や室内の暗さから、進行に支障がないかやや心配だったが、会場側の協力もあり、一旦フォーラムが始まると、会場は熱のこもった報告と議論に集中した。通りかかった人の飛び入り参加もあり、会場は40数名の参加者

を得て満員で、活発な議論と意見交換が行われ、実りの多いフォーラムとなった。

司会はFCTの高橋恭子が担当し、英語の逐語通訳がつけられた。イタリアからは三人のゲストスピーカーが講演と報告をし、休憩をはさんでパネル・ディスカッションが行われた。プログラムの概要は次のとおりである。

<プログラム>

司会挨拶

講演「メディアが子どもの発達に与える影響」

アルベルト・ペライ(ミラノ大学医学部準教授)

報告「メディアの質の向上に向けて教師や親は

何をすべきか」キアラ・アンギッソラ(イ

ン・メディオ・メディア協会会長)

子ども向けアニメ「トミーとオスカー」上映と

お話イジニオ・ストラッフィ(レインボー社

創設者、マネージング・ディレクター)

パネル・ディスカッション「メディアと子ども・

いま何が問われているか」

コーディネーター:鈴木みどり(FCT)

パネリスト:加藤滋紀(放送番組向上協議会

専務理事)、原真(共同通信社

記者)、西村寿子(FCT)

全体討議

以下に国際交流フォーラムの内容を報告する。

◆ 講演「メディアが子どもの発達に与える影響」

アルベルト・ペライ

(ミラノ大学医学部準教授)

医師がメディアの問題についてお話しするというと驚かれるかもしれないが、イタリアではメディア教育と健康教育が同時に行われ

ており、医療従事者の間でもメディアと子どもの問題が活発に議論されている。今日ではメディア環境は子どもの生活や成長、発達、学びに大きな影響を及ぼしている。子どもの健康にメディアがどんな悪影響を及ぼし得るかについても、医療の立場から考えていかなければならなくなっている。

まず、子どもの脳とメディアの関わりについてお話ししたい。子どもの脳というのは非常にデリケートであり、教育者は、脳の発達と身体の発達が一体のものであることを認識し、脳に対するメディアの影響を考えていかななくてはならない。小児精神科医や神経科医によると子どもは3～4歳まではメディアに接する必要はないとしている。しかし実際には、子どもたちは生まれたときから少なくとも1日に6時間はテレビと接触しながら育っている。このようなメディア環境は、子どもの脳の働きを変化させてしまっている。西欧では現在、落ち着きがなく、イライラするなどの障害をかかえる子どもが増えている。

これに関してはテレビ番組の内容はそれほど大きな問題ではない。むしろ、映像が速いスピードで連続して提示されるフォーマットが問題なのである。段階的に発達する子どもの脳は、小さいときからアニメやテレビゲームのめまぐるしい動きにさらされ、それに必死についていかなければならなくなっている。このことにより、ニューロン（神経細胞）の働き方に変化を生じさせており、それがハイパーアクティブ、注意が続かないといった行動に現れているのではないかと疑われる。

子どもの脳は、発達段階や年齢によって適切な時期に適切な部分が発達しなければならない。現在のメディア環境ではその時期と部

分が狂ってしまふ。発達しなければならない部分が発達せず、逆に発達しない部分が発達するという



アンバランスな状態になっているのである。アメリカの精神科医ガードナーは、子どもの知能というのは大人のものとはちがひ、創造性や芸術性を志向するが、特定の時期にその部分を発達させなければ、その機会は一生失われてしまうだろうと指摘している。

だからといって、親や教育者、医療従事者は、現在のメディア環境を恐れる必要はない。それに対抗して、テレビやコンピュータ、ビデオ等の前に子どもが座る時間を調整してやりながら、子どもの脳が十分に発達するようなより良い環境をつくっていく必要がある。

第二点として、メディア環境とティーンエイジャーの健康との関わりについて指摘したい。（ここで、若い女性や男性の身体が写った広告を提示）例えば、広告はそのイメージを使って人々の感情に強く訴えることで、喫煙や飲酒、セックス、暴力などの習慣をつくったり、思考を遮断したりしている。イメージが脳の中核部分と大脳皮質との関係を壊すことで、感情を表現する能力が低下し、人間の態度にまで影響をおよぼすのである。

イタリアをはじめ西欧諸国では、肥満に関連する問題が、特に若い女性のあいだで顕著になっている。北イタリアでの調査によると、10代の女性のうち40%が自分を太っていると思っており、50%がやせようと減量をしてい

る。このようなデータは数十年前にはみられなかった。最近のメディア環境の影響で、太っていることは醜いことだという考えを持つようになったことが原因だと考えられる。

私たちは10代前半の子どもへのメディア・リテラシー教育で、女性雑誌に掲載された香水や酒、美容用品などの広告画像を活用している。なかにはショッキングなものも含まれているが、学生とともに分析調査し、カメラの動きなども含め、広告が何を伝えようとしているのか、どんな感情に訴えかけているのかを読み解く作業を行っている。10代の女の子たちにこれらの画像を見せると、自分たちの身体が性的なものとしてしか映っていないことに憤りを示す。このような意識化によって初めて、メディアが自分たちをどう描いているか、メディアの裏には何が隠されているかということを見出す。

私たち医療従事者はこれらの画像を使ってティーンエイジャーや親、教育者と様々なワークショップを行っている。このような活動を通してメディア・リテラシー教育が不可欠であるということを訴えていきたい。また、日本においても医療従事者の間でこのような認識が高まってほしいと思う。

今、私たちに必要なのは、新しいメディア・プロダクトである。子どもたちの健康を守り、促進するメディア・プロダクトの開発を広げていきたい。

◆ 報告「メディアの質の向上に向けて教師や親は何をすべきか」

キアラ・アングィッソラ

(イン・メディア・メディア協会会長)

今日、私は、メディアがいかに若い人たちに精神的、身体的にダメージを及ぼしている

かということについて、親、市民の立場からお話したい。

メディアは、その内容の良し悪しにかかわらず、視聴者にはかなりの影響を及ぼしているし、教育にも大きな力を発揮している。また、情報源として学校や家庭に入り込んで、情報を提供しながら、市場の動向をみつつ、社会のトレンドをも作り出している。

しかし、メディアの内容を見てみると、善と悪がともに魅力的に描かれることが多く、倫理的な区別が謳われていないことが多い。

その一方で、今日の子どものたちのテレビ視聴時間はますます増加し、子どもたちが現実の世界にふれる機会は



非常に少なくなっている。イタリアの教師たちを対象とした調査結果によると、子どもたちの行動、考え方は、現実の世界と仮想の世界を混同したものになっているという。

また、子どもたちは、速いスピードで動く連続した画像を追い、常に変わっていくイメージや情報に接することによって、多量の知識を持っていると錯覚するが、実は過去に見たものをすべて忘れていたのである。このようなことを考えると、子どもたちが催眠術にかかったようにテレビにのめり込むことは避けなければならない。

また、今日のメディアの商業化、グローバル化に伴い、イタリアにも安くて質が低いテレビ番組が諸外国から入ってきている。視聴者は質の低下したテレビ番組を中毒のように

見ている。このテレビ中毒は、明らかに制作者側によって計画され、それが実際に現実ともなっている。

番組の買い手には、子どもたちのために多くの選択肢から良質の番組を選び出す責任がある。親たちは、アニメの内容を少しも疑ってはおらず、アニメさえ見せておけば何の害もないと思っている。しかし現実には、非常に下品なもの、暴力的なもの、ポルノ的なのが氾濫している。

これに対して、イタリアのボランティア協会は、メディアの暴力的な内容が非常に危険であると指摘しているし、ある小児精神科医は「テレビ局がアニメを大人向けと子ども向けに識別すべきだ」と提言している。また、あるジャーナリストは、たばこと同じように、テレビが「テレビはあなたの健康を害する危険性があります」、「子どもをテレビから守ろう」といった文言をつけたり、テレビの影響力について記した取り扱い説明書を作成したりしてはどうか、という提案をしている。

最近、イタリア政府に対して市民5万人が署名し、放送の品質を最高のものにして欲しいという要請書を提出した。私たちが今求めているのは、理想をもつ若い世代に希望を与え、さらなる知識を増やし、文化的協調と、人々の個性を生かすことのできる多様性をもった社会を実現するための情報を提供するメディアである。そして、私たちの自由な想像力を育み、それを通した新しい発見を可能にするメディアである。

「イン・メディア・メディア協会」はこれからも、ネットワーク活動を行いながら、国際的な活動を続けていきたいと考えている。

◆ 子ども向けアニメ「トミーとオスカー」

上映とお話 イジニオ・ストラッフィ

(レインボー社創設者)

私の制作したトミーとオスカーは、現在、9つの放送局で高いシェアを得、さらにシンガポール、マレーシア、フィリピン、韓国など、アジアでもシェアを伸ばしている。イタリアでは初年度の1年間に5回の再放送を行うなど、子どもたちが楽しんで見ている。私たちは制作者として、アニメのキャラクターを使っておもちゃや映画を売ることに反対はしないが、アニメがそのための手段になってしまっただけではいけないと考えている。

「トミーとオスカー」のなかには、重要な、価値のあるメッセージを盛り込んでいる。そのメッセージとは、環境を大切にすること、人を尊敬することの大切さ、お金のために人を押し退けてまで自分が得をしようとするのは間違っている、といったことである。この番組をあるテレビ局に持っていった際に「これは良い子のアニメだ。銃がなければ、血がなければ絶対に成功しない」と言われたが、それでも私たちはあきらめずにこのアニメを制作した。その結果をみなさんにお見せしたい。(5分間のVTRが流される)

ここでは戦争という設定になっており、トミーとオスカーの中でも最もアクションと暴力が多い部分である。しかし、地球上で戦争が起こる前にいかに解決するかをテーマとしており、子どもたちの



行動に悪影響を及ぼさない程度の暴力にとどめている。ここでのメッセージは、問題を解決するのは必ずしも銃や武器ではない、解決策として代替案を、特に平和に解決する方法を考えていくということである。

トミーとオスカーによって買い手であるテレビ局の考え方を少しでも変えていきたい。テレビ局が広告代理店の支払いに応える商品を売るという目的から脱し、子どものための番組を提供するという方向に移行していくことを望んでいる。

パネル・ディスカッション「メディアと子ども：いま何が問われているのか」

ゲストの報告後、まず、コーディネーターの鈴木みどりが、子どものメディア環境がイタリアや日本だけではなく世界中で議論的になっている状況について整理して、問題提起を行った。その後、3人のパネリストがテーマに沿って発言した。

●放送界による「放送と青少年に関する委員会」の活動

加藤滋紀（番組向上協議会）

放送業界で組織する「放送番組向上協議会」の中に2000年4月、「放送と青少年に関する委員会」が設置されたが、この機関によって放送界は画期的な活動ができたと思う。

委員会はまず、放送局と視聴者との考えの



不一致を克服するため、視聴者の意見を聞くことから始めた。この活動によって大きく変わったことが二つ

ある。ひとつは、有識者の委員が実際に問題となる番組を視聴し、見解を公表したことで、問題点がきちんと整理されたと同時に、青少年への影響に関して明確な説明をしたことである。この見解では、若者の価値観や行動規範の形成という点に関して、制作者のモラルを厳しく問い、また、テレビの公共性について改めて言及している。

もう一つは、視聴者と放送局との新しいつながりが始まったことである。視聴者からの意見は放送局に伝え、問題のある番組に関しては文書で回答を求め、それをホームページや機関誌で公示している。そのため放送局ではきちんとした真剣な議論が行われる。こうして、委員の監視の中、放送局と視聴者の意見交換が進んでゆくのである。

委員会の発足によって最も進んだことは、放送局がはじめて視聴者と一緒になって物事の改善を試みたことである。放送局が視聴者との対話を始めたことは素晴らしいことで、これが進めば確実に一つ一つ問題が改善していこうという明るい希望をもっている。

ただ、テレビと若者の問題を考える際、忘れてはならないことは、若者文化（子ども文化）全体の中で、テレビについて議論することである。テレビを見ている若者と親の間には世代間の価値観の相違が潜在的に存在している。親が不快に思う番組を若者が喜んで見るなかに現代の若者文化があり、それが今のテレビを支えている。他の世代に通用しない、世代限定の遊び場をテレビ局と視聴者とタレントが作っているのである。こうした、テレビを含めた若者文化に関して深い議論もせずにテレビだけを悪者にしても、問題が解決するとは思わない。

●高知県の小学校によるメディア・リテラシーの取り組みから 原 真 (共同記者)

日本でメディア・リテラシーの議論が活発化した契機は、文部省の学習指導要領の改訂



である。テレビの多チャンネル化、インターネットの導入などメディアの多様化が進むなか、文部省もメディア

の教育に取り込む必要性を感じ、メディア・リテラシーに注目が集まった。それ以前の学校教育にもメディアにかかわる教育はあったが、それはメディアを使って社会を学ぶ学習であり、メディア自体の学習ではなかった。

ここでメディア・リテラシーへの取り組みの具体例として、高知県の小学校の例を紹介する。この学校は2000年の12月から2001年の3月まで6年生が「21世紀のテレビはこうあってほしい」という提言を作る活動を行った。教師はなるべく方向性を与えず、子どもたちの自由に任せた。子どもたちはテレビ観察日記をつけることでテレビを意識化することから始め、その後、テーマごとにグループを作り、テレビ局の訪問や街頭アンケートなどを行い、レポートをまとめた。こうした活動を続けるうちに、子どもたちは、彼ら自身で考え、議論するようになっていった。例えば、あるグループはオーストラリア人の教師からオーストラリアのテレビについて聞き、日本におけるレイティングの導入を提案、また、ニュース番組を扱ったグループは「ニュースに心を」(報じられる人の身になって考えて

みる) という考えで番組を作ってほしいとの提案を地元のテレビ局や新聞社に届けた。私はこの取材を通じてこれこそがメディア・リテラシーの入り口であると感じた。

メディア・リテラシーを試みる際は、メディアとの接触が必要だと思う。そうしなければ批判が説得力をもちにくく、場合によってはメディアの中にある前提を作って批判をしてしまうことになる。メディアと接触しメディアの中に入り、メディア関係者と話をし、そこで疑問をぶつける。そうした作業をメディア・リテラシーの中で是非やってほしい。

●市民・メディア・行政の合意文書はすでに存在する 西村寿子 (FCT)

今、日本では、子どもとメディアの問題が政治的な関心になっている。自民党と民主党からそれぞれ子どものメディア環境に関する法案が出されているが、その内容は子どもを一方向的に保護の対象として捉え、有害な情報から隔離する、あるいは、有害な情報を取り締まることで問題が解決するとしている。しかし、それでは逆に問題を見失うことになるのではないか。

日本は1994年に国連の「子どもの権利条約」を批准している。この条約では、子どもを権利の主体として捉らえている。メディアとの関連においても、条約の13条や17条で、「表現の自由」や「メディアへのアクセスの権利」を明確に表している。この条約を批准している日本は、子ども



のメディア環境に関する新たな法案を作る前に、条約に記されたメディアとの関連における子どもの権利の実現を具体的に話し合い、施策として進めてゆくことが必要なのではない。そのために最も重要なことが、メディア・リテラシーの取り組みを進めていくことであると考えている。



メディア・リテラシーに関しては、2000年6月に郵政省から報告書が出されている。これはメディア・リテラシーの施策を進めていくための重要な合意文書であり、郵政省という政府機関の研究会で出されてはいるが、政府機関が一方的に出したのではなく、5年にわたり市民・研究者・放送事業者・行政関係者が一つのテーブルで議論を重ねた上で出された合意であるという点で、非常に重要なものである。

報告書のなかで「メディア・リテラシーとはメディア社会を『生きる力』であり、多様な価値観を持つ人々から成り立つ民主社会を発展させるために不可欠なものである」という考え方が表明されている。メディア・リテラシーの重要な点は、メディアを読み解いていくなかで自分自身がメディア社会の一員であることを認識し、社会を変えていくために

意見を出し合うことである。つまり、市民や子どもたち（次の世代の市民）が社会に責任を持って参加するためにメディアについて学ぶ必要があるということなのである。

しかし、現在この合意文書はほとんど報道されず一方的に政党から子どものメディア環境に関する法案が出されている状況にある。FCTとしては、この郵政省の合意文書を踏まえ、今後、それぞれのセクターがメディア・リテラシーをどう進めていくかについて、積極的に議論していく必要があると考えている。

●全体討論

パネリストの発言後、鈴木が研究者の立場から、「メディアと子どもの問題を専門に扱う研究者が日本には少なく、それが問題である」と指摘した。

その後、パネリストの発言を受ける形で、イタリアのゲストからコメントがあった。アルベルト・ペライさんは、「子どもたちがテレビの虜になってしまっている状況のなかで、ターゲットにされているのは誰なのかをきちんと分析していかなければいけない」、キアラ・アングイツソラさんは、「メディア界で権力を握っているのは誰か、意志決定権を持っているのは誰かを、きちんと問うていかなければならない」、イジニオ・ストラッフィさんは、「現状では、アニメを通して子どもを消費者にしてしまうことと、適切な年齢層の子どもに適切な番組が作られていないことが問題である」と、それぞれコメントした。これに引き続き、会場から発言や質問を求めた。

会場からは、「放送と青少年に関する委員会の決定に若者から反発の声があがったということだが、その人たち以外にその決定に賛成した若い人たちも多数いたはず。若者文化

をどうするかではなく、若い人たちを含めて私たちがどのように社会、文化をつくっていくかが問題。それには私たち自身があるべき社会、文化に対する理念、ビジョンを持つことが必要である。また、子どもと作者とのかわりは重要だが『メディアはすごい!』と知っている子どもたちに対して、作者が教えるのではなく、むしろ作者自身が子どもたちの目線に立ったメディア・リテラシーを学ぶことが重要である」という発言や、「子どもにとってのファンタジーの意味というのは、8、9歳以下の子どもと11歳以上の子どもとは意味が違ってくる。メディア環境は、子どもの発達段階に応じて考えていかなければならない。綿密な研究に基づき、発達学の視点からメディアと子どもについて議論していくことが大切である」などの発言があった。

また、たまたまブックフェアに来て参加した女性から「良い番組は再放送でも視聴されるし、海外でも見られている。若い世代は作者にクオリティを求めることができないし、視聴者にもクオリティが足りない。良いものが良いとわかる環境が整っていない。大人も子どもも一緒に見て面白いと思えるもの、楽しめるものは何かを是非話し合っほしい」という発言もあった。

最後に、パネリストの加藤さんから「これまでは、放送界という小さな世界だけでしか議論されてこなかった。今、視聴者とつながることで放送を良くしようとする動きになってきた。これからそうしたつながりを増やしていきたい」、原さんから「テレビをはじめとするメディアに囲まれて私たちは生活しており、内容を見るだけでなく、メディアとはどういうものかをリアルな形で知ることが

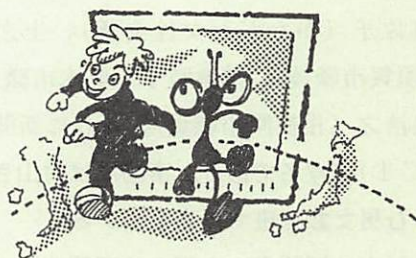
重要だと思っている」、FCTの西村さんから「メディアによって語られていることが私たちの現実になっているということを、私たちが自覚してはじめて、メディアと市民とが対等に話し合っていくことができると思う」とそれぞれコメントした。

最後に、鈴木代表が「FCTで最も重要なことは、様々な立場の異なる人々が集い、話し合う広場を作ることであり、そうしたネットワークを日本国内だけでなく国境を越えてこれからも続けていきたい」と締めくくり、4時間に及ぶフォーラムを終了した。

最後に参加者にアンケートをお願いしたが、次のような意見や感想が寄せられた。

「4年前、イタリアに行き日本のアニメ、漫画の普及率に驚いた。イタリアも日本も子どもは同じ。子どもには面白く良質なものを見せてほしい。同時に、大人が選択できるだけの能力が必要であることを感じた」「世界のメディア・リテラシーに対する取り組みを聞ける場に参加できて、いつもいい刺激を受けている」「メディア・リテラシーについて非常に多様な見方があることがわかる有意義なイベントだった。メディアの見方を学ぶだけでなく、いかに批判的なセンスを新たに養っていくかが課題だと思った」などである。

(まとめ 田島知之、石原純、畠山亮太)



神奈川県「性差別表現等の是正に関する検討会」の発足と展開

FCTが『Study Guideメディア・リテラシー』の出版を機に第1回メディア・リテラシー・ファシリテーター研修セミナーを開催してすでに1年になる(2000/8)。参加したのは全国各地のNPO、行政、教育関係者だったが、彼らのメディア・リテラシーの取り組みはその後どうなっているだろうか。

第1回は神奈川県の取り組みを取りあげる。当時、県職員で「神奈川県性差別表現等の是正に関する検討会」の担当者だった村山映子さん(現・県立高校教員)は、この検討会の委員の一人であったFCTの新開清子の勧めで上司を説得し、業務扱いでFCTセミナーに参加した。その結果、検討会においてメディア・リテラシーの取り組みがどう展開していったかを報告する。

●検討会の概要

検討会は、メディアが人びとの意識や社会通念の形成に大きな影響を及ぼすこと、したがって、メディアにおける性差別表現等の是正が必要であるとして、神奈川県の施策のあり方を検討するために2000年5月に設置された。

検討会の構成メンバーは金井淑子(会長、横浜国大)、諸橋泰樹(フェリス女学院)、武田麻佐子(かながわ女性会議)、上之段巧(横須賀市職員)、門倉時子(厚木市職員)、奈良浩之(相模原市職員)、それに新開清子(FCT)の7名である。事務局は村山さんをふくむ男女参画班で担当している。

検討会は期間中に会議を7回開催し、2002

年3月の終了時に最終報告書を作成する。会議以外にも、1年目にはメディア・リテラシー・ワークショップが2回行われることになり、そのファシリテーターを新開が務めた。2年目にはワークショップの開催がスケジュールに組まれている。

●中間報告にいたる検討会の1年の経緯

第1回会議は昨年5月29日に開催された。初回ということもあり、国連、日本、県それぞれのメディアにおける性差別表現等の是正に関する取り組みの現状と課題について資料をもとに状況確認をした。県からは1999年に実施した県政モニター135人による「メディアにおける女性の描かれ方について」の意識調査の報告があった。その後の話し合いで、次のような課題整理をしている。

- ①県行政刊行物の表現の改善
- ②市民のメディア・リテラシーの育成
- ③神奈川県の問題状況の把握

第2回は8月28日にあり、課題の①②③について意見交換をした。FCTとしては第1回研修セミナーを実施し、メディア・リテラシーの取り組みにはファシリテーターの養成が不可欠であるとの認識から、ファシリテーター研修セミナーの共催を提案した。それを機に、県はこの検討会の結果概要でNPO/NGOと行政との協働について、パートナーシップの構築が重要と位置づけた。この回の資料として郵政省の「放送分野における青少年とメディア・リテラシーに関する調査研究会」報告書他が用意された。

第3回は11月17日に開催され、引き続き課題の3項目で意見交換した。

この席で、FCTファシリテーター研修セミナーに参加して得た経験から、村山さんはワークショップ開催企画を事務局から提案した。彼女は自らの体験をふまえ、ワークショップに参加することにより、メディア・リテラシーの重要性に気づく過程を若い人たちに体験してほしいと述べ、横浜国立大生を対象にワークショップを行うことが決まった。

4回目の会合は今年の3月14日にあり、次の6項目の「中間報告」がまとめられた。

- ①性差別表現等の是正検討の重要性
- ②性差別表現等の是正に関する取り組みの現状と課題
- ③県行政刊行物等の見直し
- ④市民のメディア・リテラシーの育成
- ⑤メディアの自主的取り組みの促進
- ⑥神奈川県の問題状況の把握

④市民のメディア・リテラシーの育成では、具体的な取り組み案として、次の4項目をあげている。

- ア) メディア・リテラシー啓発資料の作成
- イ) メディア・リテラシーの学習機会充実
- ウ) メディア・リテラシー推進者人材育成
- エ) NPO/NGOと行政との協働

村山さんは「中間報告」の作成後に県立高校の教員に転勤したので、今後は高校でメディア・リテラシーを実践していきたいと語っている。

●検討会でのFCTの役割

検討会の始まる時点では、メディアの性差別表現等の実態を把握するための分析データを作成することを視野に入れ、この領域でのFCTの実績から新開に参加の要請があった。

しかし、基礎データ作りよりもメディア・リテラシーが重要と認識されるようになり、FCTの新開にはファシリテーターの役割が期待されることになった。

こうして2001年1月、金井淑子会長が自分の大学で設定したワークショップを、新開とアシスタントとして参加した村山さんの二人で2回、行うことになった。研修セミナーの経験を活かすため、ビデオ録画、資料の作成など準備段階から村山さんに参加してもらうことを考え、実現した。

ワークショップは「成人の日のニュースを読み解く」というテーマで、1回目にニュースの構成、2回目に登場人物から価値観の分析をおこなった。試験を控えた1月18日、25日であったが15名が参加者し、全員が終了後のアンケートで、メディア・リテラシーの必要性について記述していた。このアンケートをふくめ、ワークショップの記録は「中間報告」に資料として付されている。つまり、メディア・リテラシーの取り組みを県の施策にしていくための理由づけの一部を担うことができたのである。

FCTと神奈川県の関係は、NPOの認証を得た県であること、1998年に国際セミナー・ワークショップ「ジェンダーとメディア・リテラシー」を県立かながわ女性センターと共催したこと、県内各市の主催するメディア・リテラシーの市民講座にファシリテーターとして数多く参加していることなど、ここに報告する「検討会」に限らず、すでにさまざまな接点がある。今後も、NPOと行政の対等な関係によるパートナーシップの構築を追究していきたいと考えている。

(まとめ 新開清子)

市民表現者のオルターナティブなメディア制作

高橋 恭子 (映像ジャーナリスト)

ここ数年、障害者を主人公にしたテレビドラマが放映されている。これに対し、精神障害者の男性が4月28日付朝日新聞にこのような主旨の投書を寄せていた。

現実の障害者とドラマの人物には距離がある。ドラマでは障害を抱えながらも、純粋さを失わない姿が求められているが、それは押し付けである。我々も健常者と同じく、欲に悩む人間だ。もっと等身大の我々の姿を知ってほしい。ドラマの必要性は感じるが、健常者の傲慢も感じてしまう。

ドラマを通して、社会的マイノリティといわれる人々の生活の一端を知ることがある。多くの場合、主人公の障害者役には若いアイドルが扮し、障害を克服しようと懸命に生きる姿を演じる。ところが、こういった障害者像はリアリティに程遠い、と投書の男性は指摘している。若い健常者を意識して作られたドラマでは、“障害”は劇的局面を生む要素でしかない。

私は現在、精神障害者のノーマライゼーションの取材に取り組んでいる。精神病は「不治の病」と信じられ、精神障害者も「何をするかわからない怖い人」と思われている。こういったイメージづくりにメディアも荷担していることがある。例えば、被疑者に精神科の入通院歴があると、事件と病気との関わりが判断できなくとも、「被疑者は昨年から、精神科に通院していた」と報道される。その度に、犯罪とは無縁の多数の心病人々までもが偏見や差別に悩まされる。病気を告白した

途端に友人や職を失った例も跡を絶たない。国内外の百人以上の心病人たちに接してみると、危険どころか、その大半はコミュニケーションが苦手な、繊細かつ傷つきやすい人たちであることがわかる。

障害者に対する固定化したイメージを払拭するには、障害者自らがメディアの表現者となるのが一番だ。ニューヨークにある精神障害者のためのリハビリ施設では有線テレビによるトーク番組が毎朝、放映されている。企画、撮影、インタビューまで全ての過程に障害者が関わる。スウェーデンでは、障害者専門チャンネルが存在している。障害者だけでなく、高齢者、子ども、人種的少数者を含む市民が自由にアクセスする仕組みが今、テレビに望まれる。

テレビは誰のものか。この問題を考えるきっかけとなったのは、2年前、ワシントンDCのパブリックアクセス局(DCTV)で見た一つのビデオ作品、“Fatal Reaction”だった。作品は地元で最も治安が悪いといわれる地域に住む、8歳から18歳までの6人の少年によって制作された。制作のきっかけを作ったのは住宅問題専門のNGOだった。荒んだ生活で自暴自棄になっている少年たちが前向きに生きられるようにと、映像制作を提案したのだった。指導にはDCTVの撮影講座を終了し、地域の事情に詳しい女性が当たった。少年たちは、自分たちをモデルに脚本を書くのだが、思うようにはかどらない。マスメディアによって報道された“犯罪と貧困の巣窟”という地

域のイメージに捕らわれてしまい、自分たちの視点で現実を見つめるのに苦労したからだった。一年間の準備と撮影を経て、作品は全米のパブリックアクセス局で放映され、大成功を収める。何よりの収穫は、大衆に刷り込まれたイメージを変えるのは、オルターナティブな視点で新しいメディアを創造することに、少年たちが気づいたことだ。制作を支援したDCTVのエグゼクティブ・ディレクター、ナンツ・リッカードさんはこう話す。「作品の成功はテレビを単なる娯楽ではなく、地域の現実を冷静に見るツールとして用いたことだ。その結果、地域住民の中に帰属意識が芽生え、地域に対する理解が深まった」

私たちはこれまで、作品の成果ばかりに捕らわれ、プロセス（過程）は軽視してきたのではないだろうか。市民表現者はコミュニケーションを創造する過程で、現実を見つめ、エンパワーされていく。“Fatal Reaction”は市民メディアとしてのテレビの新たな可能性を示してくれたと思う。

さて、市民がオルターナティブなメディアにアクセスする際、メディア制作者の協力は助けになる。DCTVでは、市民やNGOを対象に、撮影、スタジオ技術、編集などの研修を毎月開催している。これまで6000人に上る市民が参加した。15年前の開局時には、結婚式などの家族や趣味のビデオが中心に持ち込まれていたが、研修の結果、トーク番組、音楽番組、社会的テーマを扱うドキュメンタリーなど実に様々な番組が寄せられている。

市民の作品が技術的に優れているに越したことはないが、どこかのテレビ番組で見た手法やフォーマットを模倣することはない。独自の表現を編み出すこともワクワクする体験ではないだろうか。マスメディアの映像に慣

れた視聴者は市民表現者が作り出すオルターナティブな作品は技術的に未熟であり、画質が悪く、編集がゆったりとしていると感じるかもしれない。しかし、考えてほしい。ニュース全てがハイビジョンで撮影される必要はないし、目まぐるしく編集された番組は視聴者に物事を注意深く見る機会すら与えていないではないか。要は視聴者がマスメディアにない視点で事象を捉える力、言い換えれば、メディアをクリティカルに読み解く力の獲得が必要である。「クリティカルに読み解く」ことが、メディア批判と捉える向きもあるが、昨年のFCT国際シンポジウムに招かれたパリ大学のジュヌビエヌ・ジャキーノ教授はフランスのメディア教育について、「分析と実習のどちらに時間をかけていくべきかなのか、という論争もおきているが、それらを交互に行っていくことにこそ意味がある」(ガゼットNO.73)と述べている。「クリエイティブ」と「クリティカル」はメディア・リテラシーの両輪を成し、どちらも欠かすことができないと思う。

昨年、トロントで開催された「サミット2000」、FCT主催夏の研修セミナーに次々に参加し、メディア・リテラシーに対する認識を新たにした。フリーの立場からみると、日本の映像メディアを取り巻く環境は非民主的に感じられる。映像の民主化を促すためにも、多様な価値観を持った人々が、オルターナティブな市民表現者として出現すればと思う。そのためのシステムづくりの実現に今後、尽力していきたい。

DCTV : 1400 20th St., NW Suite G-2

Washington DC20036

Tel 202-659-6260/Fax 202-296-8334

(ホームページ準備中)

対話から生まれる社会への提案

榎井 緑 (財団法人とよなか国際交流協会)

「市民参加」「多文化共生」「地球市民教育」などを掲げている職場では、外国人の人権について考えさせられることが多い。私自身は、兵庫県の垂水という漁港を抱える町に住んでいるが、ある日2人の年輩の女性が町中でこんな会話をしているのを耳にした。

「最近、物騒なのよね。ほら、この前も駅前は何人かたむろしていたでしょう。」「外国人でしょう。あの人が怖いんでしょう。なんか、家とか入ってもの盗るだけじゃなくて、部屋をめちゃくちゃにしていくんだって。」

この会話の根拠を考えると、外国人とメディアについての批判的な見方がされていないことを痛感する。昨年、外国人の子どもの強制収容・退去強制の問題をめぐる、「子どもの権利条約」の視点から、法務省に申し入れをしたが、「不法外国人」の子どもであるなら、拘禁されて当然というリアクションが、教職につく人々からさえもあった。

「犯罪者＝外国人」の構図は戦後から意図的に作り出されてきたものである。何故、年に一度、大々的に「外国人の犯罪率」がニュース報道されるのか。何故、犯罪を犯した人間が日本国籍でない場合に「〇〇人」と取りだたされるのか。入管法違反をあたかも刑法犯にも聞こえる「不法」と呼称するのか。警察と入管により治安対象とされ続けている外国人というカテゴリーが露わになってくる。しかし、空気の様子に染みついた情報によって、いとも簡単に私たちは先述のような会話ができていっているのが現状である。

とよなか国際交流協会では、FCTの増田幸

子さんと、西村寿子さんを招いてメディア・リテラシーのワークショップを行ったのは、98年11月。単発で終わらせず、取り組みを続けたい、という思いから職員ら有志が呼びかけをして、西村さんの協力を得て、メディア・リテラシーの研究会を立ち上げて2年がたつ。研究会では、主に外国人CMをとりあげて分析する活動をゆるやかに続けてきた。

数量調査などの地道な作業はさることながら、対話を通して社会を「識る」作業の大切さを実感している。その中で、「メディアを分析し、読み解く」だけの一般的なメディア・リテラシーのイメージが払拭された。多様な考え方を交わしながら、問われているのはメディアそのものではなく、「わたし」であり「わたしたち」であるという単純なことがやっと解ってきた。誰のための社会か、誰にとって都合のよい社会になっているのか、そうしたことが見えてきたのである。それらを通して、権力の構造を読み解き、民主的な社会の構築へ一人一人が発信できること、それがこの活動の目指すものではないか、ということが臚げながら浮かび上がってきた。

この5月から、国際交流協会では、連続の市民ゼミナールとして「対話から生まれる社会への提案」をFCTと立命館大学と共にスタートさせた。この場に今まで足を運んだことのなかった実に多様な人々が参加しており、新しい出会いと学びの場が創造されることになるだろう。ゼミナールは7月までの開催であるが、そこからまた新たな主体的な活動が生まれる種となることが期待される。

データバンク

【海外篇】

●Who Makes the News? (だれがニュースをつくるのか?) The Global Media Monitoring Project 2000, George Spears, Kasia Seydegart, Margaret Gallagher, World Association for Christian Communication, 2000.

前号で第4章までのレビューを行った。それに続き、今回は第5章以下を取り上げる。第3章ではニュースの内容や人物について図表を用いた分析がなされ、第4章ではその数字を基に文脈に沿った地域別の質的分析が行われている。以上の分析を受けて、第5章ではモニタリングの必要性とジェンダーとメディアの問題に対する具体的な取り組みが示されている。第6章は国別データを掲載した章であるため、ここでは第5章についてレビューする。

「第5章 モニタリングとメディアの変化」

ニュースにおける女性の可視性についてみると、女性ジャーナリストと社会的な立場で登場する女性の人数は増加しているが、構造的な問題が解決されたとは言えない。女性のコミュニケーションする権利という観点からの変革が必要とされており、そのためにはモニタリングとメディアの問題への取り組みが極めて重要である。

まずあらゆる地域に共通する問題として、公平なジェンダーの描写に関するメディア政策が不十分であることが挙げられる。メディア企業は女性の採用枠やガイドラインの設置に対してはある程度好意的である。しかし、メディア企業は表現の自由の精神を理由に、メディア表現の問題に取り組む活動に対しては自主的に対処するか、訴えても効果のない苦情処理機関が対応するものだとしている。また、メディアの商業的側面が発展すると同時にメディア活動の公益性が軽視されることによって、将来的には効果的な規律をつくるこ

とがさらに困難になるのではないかと懸念される。しかし、世界的な世論の傾向を示しそれへの認識を促すという点でも政策は重要であり、その必要性を訴えるためにもモニタリングとそのデータは必要不可欠なものである。

ジャーナリストやメディアで働く人たちとの対話においても、モニタリングのデータが果す役割は大きい。事実を数字で明らかにすることで、メディアの内容に不満を訴えることにとどまらず構造上のクリティシズムに向けて取り組むことができる。メディアで働く人たちは平等や女性の権利といった差別についての議論よりも、専門的な評価の基準に基づくクリティカルな内容を受け入れる傾向にある。そのため、メディアの生産した事例を用いてクリティシズムを示すことが重要となる。

さらに、メディアにおける女性の居場所を拡大するための具体的な活動は次のとおりである。あらゆる分野における女性の専門家の名前と連絡先、データや情報源、ニュース項目に対する意見とその問題について語れる人の名前をメディア側に提供すること、共通の思いをもつメディア制作者と強い協力関係を結ぶこと、ジェンダーの問題に敏感な記事や番組を取り上げて、それにかかわったジャーナリストや放送関係者を推奨することなどである。メディアの内容に新しい視点をもたらすことは決して容易なことではなく、メディア問題に取り組む人たちもまたクリエイティブでなければならない。

分析結果の数字は、メディアが記号化し構成して再提示する(representationリプレゼンテーション)ジェンダーのアンバランスを示している。このアンバランスを多角的に分析することで、メディア制作者とオーディアンスはジェンダーのリプレゼンテーションを構造化している巧妙な仕組みを理解することができる。

そして、メディアの生産過程で下される多くの決定と選択について考えることとメディア制作者との建設的な対話、メディア・リテラシーの取り組み、モニタリングの継続が変革を成し遂げるためには必要である。(レビュー 登丸あすか)

データバンク

[国内篇]

●思春期の危機を生きる子どもたち、中西新太郎、はるか書房、2001年刊。

少年犯罪や引きこもり、援助交際、学級崩壊、あるいは「ルーズソックス」など、90年代には大人たちには理解しにくい子どもたちの成長の姿、思春期の姿がクローズアップされてきた。本書は、こうした子どもたちの行動に大きな影響を与えているメディアをふくむ消費文化世界に焦点を当てることで、現代日本に特有の思春期の成長環境の変化、成長の難しさを明らかにし、子どもたちの成長問題とその打開策を検討している。

第1章「思春期の子育てへの戸惑いと不安」、第2章「成長のかたちが揺らいでいる」、第3章「変貌する少年少女たちの『つきあい文化』」、第4章「家族というつながりを見直す」、の4章構成である。

第1章では、メディアを中心とする消費文化の巨大な影響力が子どもの日常世界を席卷し、その結果、子どもと大人との文化的距離が広がっているという現実について述べている。

第2章では、家庭（地域）と学校に加え、新たに消費文化世界が子どもたちの第三の生活領域になったことにより、子どもたちに生じた成長の形の変化を具体的に説明している。

第3章では、消費文化に伴う成長環境の変化が子どもたちにもたらした困難、とりわけ、他者との結びつきや社会形成といった人間関係の問題に言及している。

第4章では、改めて家族の重要性を見直し、家族関係や親子関係について論じることで、それまでに述べてきた、思春期の子どもたちの成長問題や困難に対する打開の途を探っている。(H)

●メディア・リテラシー研究／朝の情報番組とは、立命館大学産業社会学部・鈴木みどりゼミ3期生、

2001年3月刊。

本書は、立命館大学産業社会学部鈴木みどりゼミの学生23人が、朝の情報番組を対象に1年をかけて全員で分析をした報告書である。

報告書の構成は、序、第1章構成分析、第2章「ニュース」トピック分析、第3章「芸能」トピック分析、第4章「生活」トピック分析、第5章CM分析、巻末資料からなる。

この分析は、朝の情報番組を詳しく見ていくことにより、朝の情報番組がどのようなものであるかを明らかにし、朝の時間帯でのテレビとの関係をあらためて、問い直すものである。調査対象はNHK総合、毎日放送、朝日放送、関西テレビ、よみうりテレビの5局で、期間は2000年6月26日～30日の午前5時から8時30分までである。

次にその一部を紹介する。第1章の構成分析では、①トピック分類②「番組開始から30分の構成の流れ」分析③局および番組別、曜日別トピック時間量の分析である。その「まとめ」として、朝の情報番組はさまざまな種類の情報が集まり構成され、トピックの種類、時間量、その流れも独自の番組編成がされている。しかし②の分析では、ほとんどの番組で10本以上のトピックがあり、1つのトピックの時間量は比較的短い。また③では5日間の流れに差は少ない。以上から、朝の情報番組が、毎日繰り返される私たちの生活のリズムと結びついていて、情報を得たようなつもりになりがちだが、実は情報があることを知ったにすぎないのだと分析する。

第2章では、①トピック分類、②6月29日の番組別「構成の流れ」分析、③番組別、曜日別時間量の分析、④制作側およびインタビューされる登場人物の分析、⑤「選挙」トピック分析⑥「託児所事件」のニュース分析である。④の制作側の登場人物分析では、名前、性別、年代、服装、役割などをもとにまとめている。まず、人物も1つの情報であり、国家規模のニュースを重視して選択するNHK「おはよう日本」では、圧倒的に男性が多く、年令も30代以上で、ニュースをさらに権威づけている。娯楽性を求める民放局の番組では、

特に女性の服装はカジュアルの傾向があり、エンターテイメント性を引き立てる要素となっている。次に、毎日同一人物が登場することにより親近感が増し、日常化が促進することを指摘する。

第3章以降も同様に詳しく分析し、情報の商業化や、ターゲットオーディエンスについても報告している。各章の「まとめ」では、分析を体験し、メディア・リテラシーの重要性に気づいたというコメントがみられる。(S)

●**カルチュラル・スタディーズ**、吉見俊哉、岩波書店、2000年刊。

イギリスのカルチュラル・スタディーズの系譜をまとめた一冊。筆者は、日本で「カルチュラル・スタディーズ」の言葉だけが流通し、その意味が各人各様に解釈されるような状況を鑑み、イギリスのカルチュラル・スタディーズが、なぜ、どのように「文化」を問題化していったのかについて、多少の解説が必要だと考えた、本書をまとめるにあたった理由を述べている。

構成は以下のとおり。「Ⅰ文化を問題化する」、「Ⅱ文化を読みなおす」、「Ⅲ基本文献案内」。

本書では、R. ウィリアムズ等を引用しながら、まず「文化」というものがすでにそこにあり、固有の内容を含んだものとみなすのではなく、権力が作動し、経済と結びつき、言説の重層的なせめぎあいのなかで絶えず再構成されているものとしてとらえるということが述べられている。そして、第1次大戦後のスクルーティニー派の大衆文化批判を、後のカルチュラル・スタディーズにつながる出発点として位置づけ、イギリスでは労働者階級文化の内側から「文化」を問題にするまなざしが生まれてきたことが語られ、1970年代から1980年代にかけて生み出されていったサブカルチャー研究とオーディエンス研究の分野の成果を著名な研究者の理論や論文を紹介しながらまとめている。最終章では、70年代からの問題意識を引き継ぎつつ、1990年代以降にクローズアップされてきたグローバル化の問題に、カルチュラル・スタディーズがどう関わるのかについても述べられている。

「Ⅲ基本文献案内」では、各章で言及した研究者やその著書、論文について端的に解説され、カルチュラル・スタディーズを概観できるようになっている。(M)

●**人権と報道-報道のあるべき姿をもとめて**、日本弁護士連合会人権擁護委員会編、明石書店、2000年。

本書は、3部構成になっており市民の基本的権利である「知る権利」に奉仕するための報道機関のあり方を考えるという問題意識に立っている。

第1部では権力機関と報道機関の関係について、知らせるべきことを知らせているのかという観点から、「記者クラブ」のあり方を始め、最近の取材・報道における問題を分析する。第2部は、知らせなくてもよいことを知らせているのではないのかという観点から、報道被害の現状を取り上げて分析している。事件報道の取材・報道の問題点を端的に表わしている事例として、松本サリン事件、和歌山カレー事件を取り上げている。

さらに、少年事件報道、報道機関の自主規制の現状を分析し、第3部ではそれらの現状を踏まえて、報道被害の防止・救済のための方策を検討している。最後に、大部の裁判例一覧が資料編として付け加えられている。(N)

●**メディア・アクセスとNPO**、津田正夫、リベルタ出版、2001年刊。

本書は、市民・視聴者にとってメディアへのアクセス、とりわけテレビへのアクセスがどう可能なのかを探っている。著者は「市民」という言葉をNHK語でいう「外部の人」、「オーディエンス・視聴者」、「受け手」、「近代社会での市民」、「メディアにアクセスする市民」と、さまざまな意味で使っており、その概念はきわめて曖昧である。

構成は以下のとおり。第1部「彼らはテレビを動かした」、第2部「テレビにアクセスする人々」、第3部「NPOのメディア選択と戦略」、第4部「使えるテレビ、使えないテレビ」、第5部「メディア・アクセス実習のすすめ」。

第1部は、テレビにアクセスし、テレビを動かす人々の実際の様子を筆者のテレビ制作の経験からまとめたケーススタディである。第2部では、一般の市民・視聴者がテレビに出るという選択がどのような過程ではじまったのかを振り返り、テレビと視聴者の関係の進化を検証している。第3部では、NPOがどう発信行動をとり、市民・視聴者がどのようにNPOの情報を受信しているかを、日本とアメリカの例を比較しながら述べている。

第4部では、現在始まっているCSやケーブルテレビを使っている市民団体の非営利放送、アクセス番組を分析し、NPOによるテレビの使用の可能性について述べられている。第5部では、これまでの「受け手論」を振り返り、アクセスする「送り手」に自己変革しようとする市民層にとって必要なテレビ・リテラシーとは何か、実践的なリテラシーの筋道を探ろうとしている。(M)

●メディア・リテラシーの現場から、小中陽太郎編、風媒社、2001年刊。

メディア制作者としてのバックグラウンドをもつ大学教員を中心に5名の執筆者が、メディア・リテラシーについて述べる。1.「テレビが自らを語るとき」梅田紘輝（東海テレビ）2.「アメリカのメディア・リテラシーは、今」栗木千恵子（中部大学教員）3.「なぜテレビを教えるのか」清水宣隆（春日丘中学高校教員）4.「政治報道とメディア・リテラシー」大西五郎（愛知大学教員）5.「災害報道とメディア・リテラシー」小中陽太郎（作家、中部大学教員）

1.では開局40周年記念番組としてメディア・リテラシーをテーマに「テレビを知ろう」シリーズを制作した経緯をふまえ、今後は「受け手=送り手の実現に近づくパートナーシップ構築のための土壌作りが必要」という。

2.ではアメリカ留学中の取材を通し、パブリックアクセスチャンネルが根づくためには、民主主義の理念に対する社会的合意とともに、表現したい、伝えたいという主体的な市民の参加が重要で

あるという。

3.では筆者自身が、中学校（総合的学習）および高校（国語）でメディア・リテラシーの授業を行った報告を詳しく伝える。4.5.もふくめ、どの筆者もオーディエンスをメディアの「受け手」と位置づけているために、メディア・リテラシーは誰のためのものなのかという主体がみえにくい。

しかし、複数の筆者が「メディア社会を生きていくための力」としてメディア・リテラシーは重要であるとも記述している。(S)

●「メディアリテラシーの普及・定着に向けて」無藤隆、『月刊 民放』2001年5月号。

本稿は、学校教育のあり方や発達心理学の現状を踏まえながら、メディア・リテラシーの現状と今後の課題について論じている。

現代社会のメディア環境、とくに青少年を囲む環境は、大きく変化しつつあり、変化の方向は自己責任へと向かっている。そのなかで今、メディア・リテラシーが重要となっている。その核となるのは、メディアを批判的にとらえられるようになることである、と述べる。

メディア・リテラシーの育成は、一定のメディアの自主規制と組み合わせるべきである、と述べ、メディア・リテラシーを持つことが、メディアで何を流しても、また可能にしてもよいという根拠にはならない、という。

では、メディア・リテラシーは誰がどのような場で育成していくべきか。もっとも自然な候補は学校であるとし、その理由として「総合的な学習の時間」も設定され、メディア・リテラシー教育の授業も奨励されているし、メディア・リテラシーに関心をもつ教師も増えていることをあげている。また、メディアもメディア・リテラシー育成のための番組作りや教材提供に乗り出してきており、それらは教材として学校現場で利用され始めている、という。

だが、メディア・リテラシーの育成の場には、現状ではかなりの困難がある。最も大きな問題は適当な教材が少ない、あるいは教材を自主的に作

成するには手間や経費がかかりすぎることである。そこで、国や放送局関係、団体等の援助によって、あるいは民間に資金提供し委託することで教材ソフトの開発をすすめ、ビデオやインターネット、放映によりそれを配布する仕組みを作る必要がある、という。とくに、放送局側に、学校・教師・子どもからの資料提供の要求や質問に答えていける組織を早急に作るべきである、と主張する。

最後に筆者は、メディア・リテラシーの育成の課題はメディア側の自主規制の努力とセットで追求されるべきことを、再度、強調する。(I)

●「対談・少年犯罪にメディアはどう影響しているのか」「創」2001年5月号。

宮台真司(東京都立大学人文学部助教授)と水島広子(民主党衆議院議員、医学博士)による青少年をめぐるメディア規制のあり方についての対談。

水島からは、見たくない情報を見ない権利を守るための情報の棲み分けと、情報との付き合い方としてのメディア・リテラシーを養成するための法律が必要であるとの問題提起がされる。保護者や地域の大人たちは自分たちの責任を自覚し、メディア事業者は自主規制をするというかたちで、責任のなすりあいを超えて子どもたちのためのそれぞれの取り組みをしなければならないとする。

宮台は棲み分けとメディア・リテラシーの必要性には同意しながらも、自民党と民主党のメディア規制法案に共通する子どもの「健全育成」という目的に疑問を呈する。まず暴力的なメディアが悪影響を及ぼし子どもを暴力的にするという、素朴な「強力効果論」に基づいている点に問題があるとする。また、何が健全かという道徳的な価値判断は人や時代によって違うとの観点から、「有害だから規制する」というロジックでは統治権力の恣意的な介入を招く危険性があると指摘する。そのリスクを見込んだ上で、親が見せたくない情報から子どもを遠ざける「自己決定」を支援するための「権利保護」という目的を明示した法律こそが必要だという。またメディア制作者には単に自制を呼びかけるのではなく、具体的に制作システムの抜本的な変革と欧米並みの社内チェックシ

ステムの制度をつくるよう働きかけていくべきだとする。

最後に、規制に際して実際に表現の良し悪しを判断する自主規制機関や第三者機関に公開性をもたせ、審議についての情報を得た人々が線引きについての議論や異議申し立てができる仕組みをつくらなくてはならないとする立場についてはおおよその同意をみる。(T)

●シリーズ「メディア規制を問う」第2回、奥平康弘、「民間放送」、第1528号、2001年3月3日。

シリーズ「メディア規制を問う」2回目で憲法学者である筆者が、「表現の自由」についてまとめている。筆者はまず、政府・地方自治体などの公権力は諸個人の意思にもとづいて諸個人の自由な諸活動を最大限保障するためのものであると規定する。その上で、公権力を設定した時点で憲法は、価値判断の世界に入り込まないことを前提とし、そのことを確認するために憲法は「表現の自由」などの諸個人の権利を謳ったと述べている。

さらに、「表現の自由」は民主主義という政治原則と密接不可分に結びついており、民主主義を実現するために個人は「表現の自由」「知る権利」を享有する必要があると論を進める。そして筆者は、マスメディアの表現活動は「顧客たる視聴者の価値選択の自由に任せ、かつ同時に、視聴者たる市民が参加する民主主義を十全ならしめるために役立つものである」という側面において、憲法上の自由が保障されている」とし、マスメディアの「表現の自由」と市民の権利の関係を明確にする。

このような認識に立って、最近のメディア規制の動きに対して、なぜ市民がマスメディアを支持するのではなくむしろ規制を支持する側面があるのかをマスメディアが自らに問う必要があると警鐘を鳴らしている。そして、「自律は他律よりも厳しいところがあるが、自己責任が伴う自律こそ、われわれは選ぶべきである」と結んでいる。(N)

●「恵庭OL殺人事件」と報道検証、「人権と報道連絡会ニュース」、第161号、2001年5月26日

「人権と報道連絡会」の第164定例会で報告され

た『「恵庭OL殺人事件」と報道検証』をテーマに特集している。これは、昨年、北海道恵庭市で起こった女性会社員殺害事件で、警察は事件直後から被害者の同僚の女性Oさんを犯人視して身辺調査を始める。その後、任意同行、逮捕を強行するが、被疑者は否認を続けている。支援者からは事件直後からの集中的な取材、警察情報に頼ったメディアによるセンセーショナルな報道による被害が報告されている。

起訴後、Oさんの犯行を立証する証拠が検察側から提出されていないことからメディアの論調により変化が見られるという。特集では、事件の経過、検察側、弁護側の冒頭陳述要旨、どのような報道がなされたのか、支援する会からの報告などが掲載されている。(N)

●「裁かれた『慰安婦制度』(上)-女性国際戦犯法廷報告」、「NHK-消された映像-ETV特集「戦争をどう裁くか」改変問題-」西野瑠美子、「マスコミ市民」、Nos.387-388、2001年4、5月号。

4月号では、2000年12月8～11日、東京で開催された女性国際戦犯法廷についての報告が西野留美子によってなされている。国際法廷は、旧ユーゴスラビアの国際刑事法廷でレイプや性奴隷化が人道に対する罪として裁かれるなど、戦時下の性暴力を人道に対する罪として法的に問う視点が国際的潮流になっていることを背景にして、日本・被害国・国際諮問委員会の3者によって準備されてきた。「法廷」は共通起訴状の中で、「慰安婦」制度と1944年フィリピンで引き起こされた「集団強姦虐殺事件」に対して、統帥権の総覧者である昭和天皇を筆頭に当時の日本陸軍最高幹部10名を起訴した。実行委員会は、故人を裁くという点など、準備過程でデュー・プロセス(適正法手続き)について議論を重ねたという。

「法廷」には、被害国である韓国・北朝鮮・台湾・フィリピン・インドネシア・東ティモール・オランダ・マレーシアから被害女性64名を含む390名が参加した。12月12日の判決では千名の傍聴人を前に被告の有罪、日本政府の国家責任を言

い渡した。「判決」は、「最大の恥は法的責任を十分に認めず補償救済措置をとらないことにこそあると、日本政府が気づくようにとの希望がそこにある」と述べている。

4月号では、この女性国際戦犯法廷を取り上げたNHKの『ETV2001』4夜シリーズ「戦時性暴力をどう裁くか」第2夜(2001年1月30日放映)の内容をめぐる改変について、前田朗がNHKに対する公開質問状の提出やそれに対する回答の問題点など一連の経過を整理している。

5月号では、西野留美子が番組改変のプロセスについて、さらに分析を加えている。それによると、当初、番組制作会社ドキュメンタリー・ジャパン(以下、DJ)は、女性国際戦犯法廷の意義を認識し、「法廷」を取材し番組制作を行いたいとパウネット・ジャパン(vaww-net-JAPAN)に申し入れた。パウネット・ジャパンは番組の企画意図から協力を判断した。企画はNHK、NHKエンタープライズ、DJの三者で正式に合意されている。作品は、当初の企画どおりに制作され納品された。

ところが、1月中旬からNHKに対して右翼の攻撃が執拗に繰り返された。その結果、放送された番組は、当初の企画とは全く異なっていた。NHK側は筆者たちとの会見で、右翼の攻撃があったことを認めているが、番組改変との因果関係を否定し、番組改変は当初の方針に沿っていたと主張している。筆者は、改変によってカットされた部分は、「法廷」を伝える部分すべてであり、カットされた部分が変わって、「法廷」に懐疑的な論者のインタビューを放送直前に取材し挿入していると指摘し、批判している。

NHKの中で何が起こったのか。メディア・リテラシーの観点から言えば、なぜこのような事態が起こるのかを、取材された側、視聴者をふくめ、多角的に追究していく必要があるだろう。市民がメインストリーム・メディアを通して自分たちの活動を広く伝えていくことが難しくなっている現状を分析し、制度的な変革への方策を探ることが求められている。(N)